

●香川県告示第388号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成26年11月11日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 天 雲 俊 夫

- 1 指 定 番 号 西土指道 第4号
- 2 指 定 年 月 日 平成26年10月29日
- 3 指定道路の位置 三豊市詫間町詫間字松本6825番10
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 6.00メートル
延長 35.15メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。